

陳情第144号	受理年月日	令和元年9月12日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護変更決定通知書の改善と迅速な事務処理について	
要旨	<p>今年度から生活保護変更決定通知書が大幅に改善されたことは評価するが、変更後も金額の内訳はわかりにくいままである。特に、就労外収入、その他の控除、追給額、本人負担額等、保護の変更理由に内訳、金額等が示されていないため、その金額の根拠がわからないものとなっている。</p> <p>生活保護受給者が一時扶助費等を申請するときは、見積書、請求書、明細書、領収書等の書面の提出が求められ、内容が不十分な場合は支給されない。ところが、変更決定通知書等は結論だけの記載となっている。このため、有無を言わずお金を取り上げられている感覚しかない。</p> <p>変更決定通知書等には審査請求ができる旨の記載があるが、現在の変更決定通知書では不服があるかないかすら確認するすべがない。</p> <p>また、家族の減少や入院等による生活保護費の過払いが生じた場合、戻入の決定までに3カ月かかることがある。年金の開始、就労、相続や事故の解決金、慰謝料などに伴う収入があったときの収入認定の場合も同様である。そのため、生活保護費を使ってしまった、保護費がゼロ円になるとは知らなかった等のトラブルも少なくない。</p> <p>これらのトラブルを防止するために、制度の仕組みを事前にわかりやすく説明する等の方策を具体化し、徹底することが必要である。</p> <p>収入認定や戻入等を行う場合、生活保護受給者が生活できるよう過払いや収入認定を迅速、的確に行うとともに、その世帯の扶助基準を大きく下回ることがないようにしなければならない。</p> <p>このため、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 生活保護変更決定通知書等は、生活保護受給者が金額、変更理由、経過を確認できる書面とすること。</p>	

2 生活保護費の過払いや収入認定の事務処理を迅速に行い、最低生活費の中からの返還や戻入が生じないようにすること。